



Hikari FC

規 約

目次

- 1 【第一章】 第一条 ~ 第五条
- 2 【第二章】 第六条 ~ 第八条
- 3 【第三章】 第九条 ~ 第十条
- 4 【第四章】 第十一条 ~ 第十五条
- 5 【第五章】 第十六条 ~ 第十八条
- 6 【第六章】 第十九条 ~ 第二十条

【第一章】 総則

(第一条) 名称

本クラブは Hikari FC (ヒカリエフシー) 【以下本クラブ】 と称し、3種における本クラブチームを Hikari FC U-15 (ヒカリエフシー アンダージュウゴ)、4種における本クラブチームを Hikari FC U-12 (ヒカリエフシー アンダージュウニ) と称する。

(第二条) 目的

本クラブチームは愛知県 (主に春日井市) における青少年のスポーツ振興・強化育成及びスポーツによる健全教育をはかることを目的とする。また、この目的のためにスポーツ関連イベントの開催や本クラブの活動のみならずスポーツの普及・強化にまつわる地域貢献活動に積極的に参加する。

(第三条) 事務所・事務処理

本クラブは主たる事務所をヒカリエフシー事務局とし、一般社団法人 ASC シャインブルグの事務所内に設置する。また、必要とされる事務処理も同様に上記の事務局で行うものとする。

(第四条) 活動拠点

本クラブは春日井市のクラブチームとして基本的な活動拠点を春日井市ひかりグラウンドとする。

(中学生)

2023年度

- ・ 火曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-14)
- ・ 水曜日 → 18:40～20:40 (U-14/U-13)
- ・ 木曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-14)
- ・ 金曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-13)

2024年度

- ・ 火曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-14)
- ・ 水曜日 → 18:40～20:40 (U-13)
- ・ 木曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-14)
- ・ 金曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-13)

2025年度以降

- ・ 火曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-14)
- ・ 水曜日 → 18:40～20:40 (U-13)
- ・ 木曜日 → 18:40～20:40 (U-15/U-14)
- ・ 金曜日 → 18:40～20:40 (U-13)

(小学生)

2023年度以降

- ・ 火曜日 → 17:00～18:30 (U-9/U-8) 17:00～18:00 (U-7)
- ・ 水曜日 → 17:00～18:30 (U-12/U-11/U-10)
- ・ 木曜日 → 17:00～18:30 (U-9/U-8) 17:00～18:00 (U-7)
- ・ 金曜日 → 17:00～18:30 (U-12/U-11/U-10)
- ・ 土日 祝日→遠征・練習試合に赴く。または民間グラウンド借地による活動も実施。

上記の活動場所及び時間はチーム運営会社の権限において変更及び増設することができるものとする。

(第五条) 事業

本クラブは第二条の目的のために次の事業を行う。

1. U-7 から U-15 におけるサッカースクールまたはチーム活動
2. 地域におけるサッカーの振興と人々の交流を目的としたイベントの開催
3. 他競技もしくはサッカーに通じる分野の専門家を招聘した講習会・イベントの開催
4. 地域における各種大会の運営への貢献

【第二章】 会計

(第六条) 運営資金

本クラブの運営資金は会費、事業収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあてる。

(第七条) 資金の管理

本クラブの資金は一般社団法人 ASC シャインブルグが管理する

(第八条) 会計年度

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

【第三章】 事故と責任

（第九条） 事故と責任

クラブ会員は本クラブの代表者及クラブスタッフの指示に従い、原則自己責任において行動するものとする。これに違反し盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

（第十条） 保険の加入

本クラブの会員は本クラブの定めるスポーツ保険に加入しなければならない。また本クラブ及びクラブ指導者は活動参加者の安全に十分配慮しなければならない。活動中においての傷害、賠償についてはクラブの明らかな安全管理義務の欠如の場合を除いて、スポーツ保険の対象範囲内で対応するものとする。なお、クラブ活動中以外での事故による傷害及び賠償責任は本クラブでは一切負わないものとする。

クラブは、会員からの年会費の納入があった後、すみやかに該当の会員の保険加入手続きをしなければならない。

※スポーツ保険加入にかかる費用は年会費に含まれている。

【第四章】 会費と期間

（第十一条） 月会費

本クラブの定める方法で入会した本クラブ会員は、本クラブの定める方法で決められた期日までに本クラブの定める月会費を納めなければならない。なお、毎月の納入時期は毎月6日に引き落としとする。

（第十二条） 年会費

本クラブの定める方法で入会した本クラブ会員は、毎年年度初めもしくは入会した月に本クラブの定める年会費を本クラブの定める方法で決められた期日までに納めなければならない。

（第十三条） 入会期間と入会金

本クラブに入会した本クラブ会員は、本クラブの定める活動開始日もしくは入会申込書に記載された入会希望日からその本人が中学3年生時の3月末（最終活動日）までを原則的な入会期間とする。また本クラブの定める金額をその入会の入会金として納めなければならない。

(第十四条) 除名(退会)

本クラブは、それが定める規定を遵守しない会員について第十三条に定められた期間内であっても除名する(もしくは退会させる)ことができる。また、会員及びその保護者による明確な退会理由と意思を確認した場合にクラブは退会を認めるものとする。

(第十五条) 管理義務と責任の期間

入会した会員に対するクラブの安全管理責任及びその他全ての責任と義務が発生する期間は、その会員が本クラブに入会した活動開始日から退会する日までの期間内のみとする。また、クラブの定める原則的な入会期間を満了した会員に対しては退会以降もクラブからの進学に対するアドバイス等の関わりは、その会員と保護者の任意で継続できるものとする。

【第五章】選手

(第十六条) 入会資格

本クラブに入会する選手は、次の条件を備えていなければならない。

1. 本クラブの目的に賛同するものであること。
2. 本クラブの定める諸規定を遵守するものであること。
3. 16歳未満(高校生不可)の心身共にサッカーを行うに適した健康状態であること。

(第十七条) 選手の権利

本クラブの定める方法で入会した会員は、第四章を満了したうえでその入会期間内に限りクラブの行う活動内の自らに該当となるあらゆる活動に参加する資格を有することができる。

(第十八条) 選手の権利 ~退会~

本クラブに在籍する選手は、本人とその保護者の退団希望の理由と意思が一致した場合にクラブと協議のうえ、クラブの同意を得て退会することができる。

【第六章】事務局

（第十九条）所在地

本クラブの事務局は下記住所に設置するものとし、本クラブへの連絡及び問い合わせは全て本事務局が受け付けるものとする。

《一般社団法人 ASC シャインブルグ Hikari FC 事務局》

〒460-0003 愛知県春日井市坂下町6丁目782-10

TEL：0568-27-8070

携帯：090-2132-7358

MAIL：hikari-fc@hikari.ed.jp

HP：www.hikari.ed.jp/hikari-fc/

（第二十条）その他

本クラブの事務局は本クラブの権限で変更することができるものとし、その際は会員に対して事務局の変更を伝達するものとする。